

令和4年度第5回庁議 会議録

[日 時] 令和4年8月29日（月）13時30分～15時35分

[場 所] 合同庁舎災害対策室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

上下水道局総括次長 港務局事務局港湾課長 代理出席

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について (企画部、建設部、市民環境部、教育委員会事務局)

(2) 令和4年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

(3) 第2期新居浜市総合戦略の進捗状況について (企画部)

3 協議事項

(なし)

4 連絡事項

(1) 令和4年度360度評価の試行について (総務部)

5 その他

1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が9月6日に開会予定である。会派説明については、8月22日から24日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、9月議会に向けて、各部局とも予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いする。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明及び会派説明をした部局からの「会派説明の結果報告」をしていただいた後、「令和4年度重要事業及び懸案事項の進捗管理」について、質疑をさせていただく。最後に、「第2期新居浜市総合戦略の進捗状況」について企画部から報告していただいた後、連絡事項等をし、本日の庁議は、15時30分に終了することを目標とする。

2 議題

(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

会派説明報告について（企画部、建設部、市民環境部、教育委員会事務局）

市長	<p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、企画部、上下水道局、経済部、総務部、選挙管理委員会事務局、建設部、市民環境部の順番で説明をお願いします。また、会派説明を行った部局については、議案の説明後、会派説明報告もお願いします。教育委員会事務局については、市民環境部の説明が終わった後、会派説明報告をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告5件、認定1件、予算議案2件と会派説明の結果について説明する。</p> <p>議案書の4ページから6ページ、報告第15号「令和3年度新居浜市継続費精算報告」については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「斎場施設整備事業」など4事業について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。</p> <p>次に、議案書の7ページから9ページ、報告第16号「令和3年度新居浜市継続費精算報告」については、工業用地造成事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「工業用地造成事業（内港地区）」について、事業の完了に伴う精算報告を行うものである。</p> <p>次に、議案書の13ページ、14ページ、報告第18号「健全化判断比率の報告」については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、令和3年度決算に基づく実質赤字比率等4項目の健全化判断比率について、議会に報告するものである。なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字を生じていないことから数値は表示されていない。また、実質公債費比率は1.6%（前年1.4%）、将来負担比率は12.6%（前年21.9%）と早期健全化基準を大幅に下回る結果となっている。</p> <p>次に、議案書の15ページ、16ページ、報告第19号「資金不足比率の報告」についても、同法の規定により、水道事業等5公営企業の令和3年度決算に基づく資金不足比率について、議会に報告するものであり、5会計全てにおいて資金不足を生じていないことから、いずれの数値も表示されていない。</p> <p>次に、議案書の17ページ、報告第20号、「専決処分した事件の承認」については、河又東平線改良事業の追加の工事費に係る令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第3号）を7月6日付で</p>

専決処分したもので、議会に報告し、承認を求めるものである。

次に、議案書の20ページ、21ページ、認定第2号「決算の認定」については、令和3年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び新居浜市渡海船事業など6特別会計歳入歳出決算について、議会の認定に付するものである。

次に、予算議案、議案第64号「令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）」については、学校給食センター建設事業等の公共事業費の減額、道路整備事業等の単独事業費及び家庭ごみ収集運搬事業者支援事業費等の施策費の追加について予算措置するもので、今回の補正は4億1,202万6千円の減額となっている。

議案第65号「令和4年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」については、令和3年度事業の清算に伴う償還金及び基金積立金について予算措置するもので、1億9,722万3千円の追加となっている。なお、補正内容については、会派説明資料のとおりである。

次に、追加提出予定の議案について説明する。「令和4年度新居浜市一般会計補正予算（第5号）」については、オミクロン株に対応した新型コロナウイルスワクチン接種に関する事業費について予算措置するものである。

引き続き、補正予算関係の会派説明の結果を報告する。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金全般では、残額はいくらか。各種事業者に対し、今年度以降も継続した支援を考えているのか。原油価格及び物価高騰対策について、福祉事業者は対象にならないのか。市単独による物価対策等に係る補助金等は検討しているのか。

農業者事業継続支援事業費では、事業の規模に関係なく認定農業者に対して一律交付するのか。認定農業者に準ずる事業者に対し、今後経済対策等は考えているか。新規認定農業者について何団体から申請があったのか。また、認定にあたっての判定基準などはあるのか。

認定農業者経営発展支援事業費では、申請しているパイプハウスと畝立てマルチの費用と県・市の補助の割合は。

農道維持管理事業では、維持修繕を実施する箇所は決まっているのか。

道路整備事業及び一般下水路整備事業では、地元からの要望は何箇所あるのか。といった意見が出された。

上下水道局総括
次長

上下水道局からは、報告1件、認定1件、計2件について説明する。

まず、議案書の10ページ、11ページ、報告第17号「継続費繰越計算書の報告」については、公共下水道事業会計において継続費を設定して進めていた汚水処理施設共同整備事業費、下水処理場改築事業及び雨水ポンプ場改築事業について、事業が完了したことから、地方公営企業法の規定に基づき、所定の継続費の精算報告をするものである。

次に、議案書の18ページ19ページ、認定第1号「決算の認定」については、令和3年度新居浜市水道事業会計決算、令和3年度新居浜市工業用水道事業会計決算及び令和3年度新居浜市公共下水道事業会計決算について、地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。

経済部長

議案書の22ページから23ページ、議案第52号、「財産の取得について」説明する。

本議案は、渡海船「おおしま7」の旅客船共有契約満了に伴い、鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有する持分100分の90を取得するため、取得価格3,616万584円で、契約を締結するため提出するものである。おおしま7については、平成21年12月から契約の相手方と共同して建造し、竣工後、平成23年10月26日から共同で所有していた。本年10月25日をもって旅客船共有契約が満了することから、同契約に基づき、機構の持分からその持分に係る減価償却費相当額を減じた額で、機構が所有する共有持分100分の90を取得しようとするものである。

総務部長

総務部からは、一般議案4件と条例議案3件、追加提出予定の人事議案2件について、説明する。

まず、議案書の24ページから35ページまでの議案第53号から議案第55号までの一般議案は、いずれも東田団地2号棟の新築工事に関連する工事請負契約について、一般競争入札の結果、それぞれ落札業者と契約を締結しようとするものである。

議案第53号「東田団地2号棟新築建築工事」については、13億1,450万円で、「白石建設工業・大竹組共同企業体」と、議案第54号「東田団地2号棟新築電気設備工事」については、

1億7,600万円で、「ウエデン・秋山工業共同企業体」と、議案第55号「東田団地2号棟新築機械設備工事」については、1億7,270万円で、「秋山工業・北四国設備共同企業体」とそれぞれ契約を締結しようとするものである。

次に、議案書の36ページから41ページまで、議案第56号「工事請負契約について」は、「令和4年度清掃センター定期点検整備工事」に係る工事請負契約で、新居浜市清掃センターの施設の安定稼働のため定期点検整備を行うもので、1億8,535万円で「日鉄環境エネルギーソリューション株式会社」と随意契約により契約を締結しようとするものである。

引き続き、条例議案について説明する。

まず、議案書の44ページから47ページまでの議案第58号「新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、非常勤職員及び任期付職員の育児休業の取得要件を緩和するため必要事項を定めるとともに、所要の条文整備を行おうとするものである。

改正の内容は、第2条第4号については、非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件について、任用期間が満了しない期日を「1歳6月到達日まで」から「8週間と6月を経過する日まで」に緩和するものである。次に、第2条の3第3号及び第2条の4については、非常勤職員の子が1歳到達まで取得できる育児休業を、一定の要件で1歳6か月または2歳まで延長する場合における当該延長の開始日について、「1歳到達日の翌日」及び「1歳6月到達日の翌日」の規定を削除し任意の日とすることにより、夫婦交代での取得等、柔軟な取得を可能とするものである。次に、第3条第5号については、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するものである。次に、第3条第8号については、非常勤職員に加え、任期付職員も任期の更新または継続採用時における再度の育児休業を可能とするものである。次に、第11条第6号については、再度の育児短時間勤務取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、「育児休業等計画書」による申し出が廃止され、新たに「育児短時間勤務計画書」により申し出ることを加えるものである。そのほかの改正については、人事院規則の改正に準じて条文整備

を行うものである。また、改正附則では、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する経過措置を規定している。なお、この条例は、本年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の48ページ及び49ページ、議案第59号「新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、「雇用保険法等の一部を改正する法律」において、「国家公務員退職手当法」の一部が改正されたことに準じて、失業者の退職手当の支給期間に関する特例を定めるとともに、特定退職者の退職手当の給付日数に関する暫定措置を延長するものである。

改正の内容は、第10条第4項に規定する失業者の退職手当の支給期間の延長については、受給資格者が事業を開始した場合に、当該事業の実施期間を受給期間に算入しないことを新たに加えるとするものである。次に、第10条第11項第5号については、職業安定法の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによるものである。次に、制定附則第11項については、一定の特定退職者に対する退職手当の給付日数に関する暫定措置について、その期間を令和6年度まで継続するものである。改正後の附則第11項は、本年4月1日から適用する適用期日を、第10条第4項は、改正後の条例公布後に事業を開始した者にのみ改正後の条例を適用する経過措置を規定している。なお、この条例は、第10条第11項の改正規定は本年10月1日から施行し、そのほかは公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の50ページ及び51ページ、議案第60号「新居浜市地方活力向上地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定」については、地域再生法に基づき、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた企業が、東京23区内から本社機能を本市に移転し、又は市内の既存企業が本社機能を拡充する際に、新設・増設した特別償却設備等に対する固定資産税について、引き続き課税免除の特例措置を講じようとするものである。改正の内容は、第3条第1項において、企業の県知事への認定申請に係る整備計画の認定期限を、令和6年3月31日まで延長するとともに、課税免除の対象となる特別償却設備等の新設・増設する期間を、整備計画の認定日の翌日以後3年を経過する日までの間に改め、1年間延長し、緩和するものである。なお、この条例は、公布の日から施行し、改正

選挙管理委員会
事務局長

後の条例の規定は、本年4月1日から適用したいと考えている。

最後に、追加提出を予定している人事議案については、2件で、新居浜市公平委員会の委員の選任については、任期満了に伴う新たな委員の選任について、新居浜港務局委員会の委員の任命については、委員の辞任に伴う新たな委員の任命について、それぞれ議会の同意を求めるものである。

選挙管理委員会からは、条例議案1件、議案書42ページ、43ページの議案第57号、「新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定」について説明する。

本議案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担限度額の一部を引き上げるものである。この条例は、公布の日から施行し、施行の日以後に告示される選挙から適用したいと考えている。

建設部長

建設部からは条例議案2件について説明する。

まず、議案書52ページ、53ページ、議案第61号「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定」については、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部が改正されることに伴い、建築関係手数料を改定しようとするものである。まず、長期優良住宅建築等計画認定に係る手続の合理化については、国土交通省令で定める認定基準の変更に伴い、認定申請手数料を徴収するものである。また、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備も合わせて行うものである。なお、この条例は、令和4年10月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書54ページ、55ページ、議案第62号「新居浜市市営住宅条例の一部を改正する条例の制定」については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令に伴う号ずれ及び特定公共賃貸住宅の入居者資格として同居親族があることとされている要件に対して、里親制度における里子等も同居親族要件を満たすこととなったため、新居浜市市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。

改正の内容は、里親制度における里子等、親族に相当すると考

市民環境部長

えられる者と同居する者も入居要件を満たすこととするため、親族に準ずる者として一定の条件を満たす者と同居する者も特定公共賃貸住宅に入居できるよう改めるものである。

続いて、会派説明について報告する。都市計画道路網の見直しに係る都市計画決定変更についての説明に対し、都市計画変更に伴い、路線が廃止されるとどうなるのか、残った道路についての整備はどうようにするのか、説明会はどのような単位で行うのか、変更後の整備率はどうなるか、などの質疑があった。

市民環境部からは、条例議案1件について説明する。

議案書の56ページから57ページ、議案第63号「新居浜市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定」については、大規模改修した新居浜市斎場を適正に維持管理していく観点から、施設使用料を改正するとともに、所要の条文整備をしようとするものである。

改正の内容は、別表を改正し、市内利用に係る使用料について、現在無料としている待合室を使用時間2時間まで1部屋あたり2,200円、2時間を超える場合1時間までごとに1部屋あたり1,100円の使用料を徴収できるように改めるとともに、新たに霊安室及び式場の超過使用料金を設け、霊安室は1時間までごとに25円、式場は1時間までごとに1,850円を徴収できるように改めるものである。また、これらの新たに設けた使用料に関する市外利用については、それぞれ市内利用の3倍の金額としている。待合室は有料とするが、待合ホールやラウンジ等は、無料で利用できるものとし、利用者が選択できる環境を整備している。なお、この条例は、使用料に関する改正規定は令和5年1月1日から施行し、施行日以降の使用の許可について適用するものとし、その他の規定は公布の日から施行したいと考えている。

引き続き、「斎場大規模改修事業竣工及び待合室使用の有料化について」、会派説明の結果を報告する。

説明に対し、霊安室は何体保管可能か、式場兼用待合室Dは式場利用の場合は式場使用料を適用するのか、今回事業で駐車場白線や案内看板の更新は行わないのか、市内利用者・市外利用者の定義は何か、待合室有料化を市民や葬祭事業者に伝えたことはあるか、指定管理料はいくらか、8炉のうち4炉しか同時火葬ができない理由は何か、火葬は2時間で終わるのか、待合室有料化に

<p>教育委員会事務局 局長</p>	<p>伴う収入増はいくらか、西条市・四国中央市と連携し、3市居住者の火葬を無料にできないか、市外の件数はどれくらいか、火葬炉更新後、収骨が出来ない苦情はないか、などの質疑があった。</p> <p>また、待合室有料化について、市民、葬祭事業者に対して丁寧に説明を行ってほしい、駐車場白線等の更新及び東側入り口の使用再開、入口の看板設置をお願いするといった要望があった。</p> <p>教育委員会からは、会派説明の報告を行う。</p> <p>「学校給食センター建設事業について」は、令和5年9月開業の予定で建設を進めてきた、(仮称)西部学校給食センターについて、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の影響などにより、資材の高騰や納期の遅れを原因として工期延長の恐れが出たことにより、開業を令和6年9月に変更し、それに伴う総事業費の増額、継続費及び債務負担行為の予算補正などを行うことを説明した。</p> <p>質疑は、敷地面積の拡大により借地料はどうなる見通しか、公共スライドによる増額について今後の見込みはどうか、ポーリング調査結果による基礎工法の変更とはどういう内容か、変更後の国補助金はどうなるのか、また、小学校の現在の給食室を活用した防災備蓄倉庫及び給食受け入れ施設の整備については予定どおりか、などの質疑があった。</p>
------------------------	---

(2) 令和4年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について (各部局)

<p>市長</p>	<p>次に、「令和4年度重要事業及び懸案事項の進捗管理について」、7月末現在の進捗状況について、事前に資料をいただいているので、私と副市長から質問させていただく。</p> <p>まず、プロジェクトチームについて何か無いか。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>表の記載についてだが、いつ作成したかという点については載っているが、終期について、単年度なのか複数年度なのかは明確にしてほしい。</p>
<p>企画部長</p>	<p>基本的には今年度のものである。</p>
<p>加藤副市長</p>	<p>そうでないとおかしい。12月頃までには結論が出て、当初予算に反映させられるものでないと意味がないので、各自意識して取り組んでほしい。</p>

市長	<p>たくさんのプロジェクトチームが動いていることは良いことだが、せっかく活動しているなら、当初予算に反映させるという結果に結びついてほしい。</p>
原副市長	<p>文化センターについては、新居浜市全体のまちづくりの観点で取り組むためにも、周辺も含めた形で考えていただきたい。</p> <p>また、それにも絡むのだが、総務部の庁舎検討の中で、文化センター周辺の建物については、今後どの施設を新文化センターの周囲に置きたいか、というヒアリングをしたが、それとは別に書庫の問題がある。現在発達支援センターの奥にある書庫については協議していないが、相当な量の簿冊があるので、それをどこに持っていくのかということを考えておかないといけないと思う。</p>
市長	<p>総務部で検討するようお願いする。</p>
加藤副市長	<p>企画部長にお願いするが、プロジェクトからの提案に関する予算要求については、当初予算の最初の締切には間に合わないものもあると思うので、特別な対応をお願いする。</p>
企画部長	<p>当初予算要求に関する通知の際に、2次要求に含めるよう対応する。</p>
原副市長	<p>他のプロジェクトチームについては、おおまかな見通しが分かるが、環境に関するものは、予算を伴うものについて、決定の仕方を考えないといけない。ただ計画を作っただけで終わってしまうのではないかと懸念している。</p>
環境エネルギー局長	<p>環境に関しては、どちらかというと長期的なものがどうしても多くなる。もちろん事業化が図れることが一番良いが、仮に事業化ができなくても、例えばZEB化であれば、庁内のルール化をするということや、方向性の庁内合意ということが目的である。</p> <p>スマートライティングやEVについては国の補助制度もあるので、取り組めるものについては、どういう形にしていくか検討していきたい。</p>

市長	<p>いずれにしても予算が関係するものについては、早めに結果を出せるよう進めていただきたい。</p> <p>次に、企画部について何か意見は無いか。</p>
加藤副市長	<p>企業版ふるさと納税は全然増えていないのか。</p>
総合政策課長	<p>今、2社から話がある。</p>
加藤副市長	<p>先日新聞にも載っていたが、21年度の実績で大きいところでは4億、5億とあるが、3千万円の目標であれば早く到達してほしい。</p>
原副市長	<p>スマートシティの推進については、総合政策課に限らず、各部署で積極的な情報発信を心がけていただきたい。経済部の衛星を使用したため池の水位観測や道路交通の危険な部分の通報など、そういったことについては積極的な発信をしていただきたい。</p>
加藤副市長	<p>道路通報に関して、場所の入力がしづらいという問題はどうか。</p>
建設部長	<p>企画部とも相談し、表示を改善した。</p>
市長	<p>LINEでの通報には回答が返ってくるのか。</p>
建設部長	<p>返ってこない。市長へのメール等とは差別化して、回答しないという前提で運用している。</p>
市長	<p>先進地もあるようなので、よく研究しながら進めてほしい。</p> <p>他に無いか。</p>
原副市長	<p>産業遺産関係については、心を惹きつけるものの洗い出しというか、どのように興味をもっていただくか。1回見たら終わりの施設にならないように、整理をしていただきたい。</p>
市長	<p>産業遺産周遊ルートには期待している。</p> <p>財政課のサマーレビューは8月中に実施とのことだが、現状ど</p>

	うなっているのか。
企画部長	各課のヒアリングを実施しており、会計年度任用職員については終了し、システム使用料について引き続き実施している。
市長	他に無ければ、文化スポーツ局に移る。 総合運動公園基本計画は業務委託先の成果品は出来たのか。
文化スポーツ局長	今年度中の策定予定なので成果品はまだである。 素案という形で10月末以降に審議会等にかけて、2月頃にパブリックコメントを実施する予定である。
市長	文化センターについても一緒だが、早め早めに動けるよう段取りを組み、庁内での意見を反映した素案を審議会にかけるようスケジュールを考えてほしい。
文化スポーツ局長	早めを心がけて進めていく。
市長	(総務部については質疑なし) 次に、福祉部について何か無いか。
原副市長	地域包括支援センターの業務委託の推進について、現時点での委託に向けての課題は何か。
福祉部長	1番の課題は、受ける団体側における3職種の確保である。社会福祉士、主任介護支援専門員は確保できるが、保健師は新居浜市内にいない。そのため、経験のある看護師を保健師にみなす方向に持っていきたいと考えているが、相談実績、経験のある看護師というのも多くないので、それを何人確保できるのかという見積もりが難しい。 また、人件費の相場のすり合わせに時間が必要であるという状況である。
市長	実施しようとしている事業者はいるのか。

福祉部長	今のところ、川西、川東、上部西、上部東でそれぞれ相談している事業者がいる。
加藤副市長	全地域を一括で行う予定なのか。
福祉部長	そのつもりだが、人の確保など条件整備ができたところからやっていくという考えもある。
市長	健康寿命の延伸の項目については、何か決まったことがあるのか。
福祉部長	この項目については、そもそもの体系が大きいので、資料も作成し、健康政策課長が近々説明に行く予定である。
市長	どういふことをするのか。私は死亡率の高い病気などを撲滅するための対策が分かりやすいかと思っていたが、そういうことではないのか。
福祉部長	健康寿命を延伸するために既に実施している施策は非常に多くある。生活環境に対するもの、疾病に対するもの等がそれぞれ20施策～30施策あるという中で、この施策をやったから健康寿命がこれだけ伸びるという分かりやすい1対1の関係のものは無いので、体系の中で力を入れたい部分の説明を予定している。
市長	せっかくいろいろ実施しても何をしているのか見えないということではもったいないので、市民が理解しやすい打ち出し方をしないといけない。 急患センターの各市の負担割合について、2市の担当者レベルでの意見はどうか。各市の長に話をするのはまだ早いのか。
福祉部長	協力についての同意は得ている。金額については令和3年度のデータで算出したが、コロナが収束した場合を見据え、受診者数が多い平成30年度のデータで再計算することで、各市の負担額も減るので、それらの数字を各市の長に提案する前に整理したい。
加藤副市長	負担割合はどうなっているのか。

福祉部長	負担割合は利用パーセントとしており、令和3年度では深夜帯で四国中央市12.5%、西条市18.4%である。
市長	こども局については、当初予算での新規事業に期待しているので、よろしくお願いします。 他に無ければ、市民環境部に移る。 地域まちづくりの計画策定についてだが、令和4年8月策定と目標にあるが、もうできているのか。
市民環境部長	少し遅れている。当初予算編成までにはまとめていきたいと考えているので、そのあとは組織づくりに力をいれたい。
市長	期待している。 マイナンバーの取得率も目標達成に向けて取り組みを進めてほしい。市民課の窓口も相当混んでいると聞いている。
原副市長	申請時か受取時のいずれかに本人確認が必要になるため必然的に窓口が混んでしまう。
市長	高校への出張申請受付について、学生の未取得者は多いと思われるが、対応できているのか。
市民環境部長	対応できていると聞いている。
市長	(環境エネルギー局については質疑なし) 他に無ければ経済部に移る。 サテライトオフィスは市内に何施設あるのか。
経済部長	補助金を出している施設はワクリエ新居浜を含めて4施設である。
市長	ふるさと納税については、返礼品に魅力的なものを追加できるよう検討を進めてほしい。 他に無ければ、建設部について何か意見は無いか。
原副市長	駅南地区の商業系用途地域について、計画決定の協議の見通し

	はどのようにになっているのか。
建設部長	今のところ問題なく進んでいる。
市長	滝の宮公園の駐車場の混雑状況はどうなっているのか。 最近オープン時に比べて駐車台数が減っているのではないかと。
加藤副市長	夏場は気温が高いだけでなく、遊具も熱くなるので、利用者が減るのは仕方ないのではないかと。
建設部長	今から涼しくなるので、これから先はまた増えてくると思う。
市長	シャトルバスの使用状況も含め、駐車場の利用状況については、しばらく様子を見てほしい。
原副市長	東川はどういう状況か。
建設部長	東川については、測量を進めている。地元に対しては説明会を予定していたが、コロナの影響もあり、説明会が出来ていない。地元自治会長には進捗状況を知らせている。
原副市長	整備は金栄橋付近から出来るのか。
建設部長	そこから進めなければならないと聞いている。詳細は設計してから協議することになる。
市長	(議会事務局及び上下水道局については質疑なし) 他に無ければ教育委員会事務局に移る。 小中学校の施設の整備について、体育館エアコンの導入検討機器の実証実験を金子小学校で実施、とあるがどのようなことを実施したのか。
教育委員会事務局長	スポットクーラーの少し大きいもの、イメージで言うと大きめの冷風扇のようなものを業者に持ってきてもらい、実証実験を実施した。冷えるがコストが高いため、現実的ではないという判断に至った。

市長	今年度の全国学力テストの結果はまだ出ていないのか。
教育長	まだ新居浜市の分だけしか分からない。
市長	<p>県下の結果が出たら見せてほしい。</p> <p>(消防本部、農業委員会、港務局、選挙管理委員会事務局については質疑なし。)</p> <p>質疑は以上だが、重要事業及び懸案事項の進捗状況の報告については、今年度中にあと2回報告をお願いする予定である。これに限らず、他の事業等も含め、常にスピード感を意識し、進捗管理を行いながら、各種事業の推進に努めていただくよう、改めてお願いする。</p>

(3) 第2期新居浜市総合戦略の進捗状況について

(企画部)

市長	次に、「第2期新居浜市総合戦略の進捗状況について」企画部から説明をお願いする。
企画部長	<p>「第2期新居浜市総合戦略について」説明する。</p> <p>このことについては、令和2年度から6年度までの5年間で策定期間としており、この度令和3年度の事業実績等について、進捗状況等がまとまったので報告する。事業の実施状況に係る調査については、各部局に協力いただいたことをこの場を借りてお礼申し上げる。</p> <p>なお、本日説明させていただく内容については、7月12日に関連部局の総括次長及び局長を委員とする「総合戦略庁内関係部局会議」において、また、8月1日には「新居浜市地方創生有識者会議」において、さらに、8月10日には「市議会地方創生特別委員会」において、報告を行った上で、それぞれ意見をいただいている。</p> <p>新居浜市地方創生有識者会議に、数値目標及びKPIの変更並びにアクションプランの変更及び追加について、諮ったところ了承いただいたので、本日は、数値目標及びKPIの変更並びにアクションプランの変更及び追加を中心に説明させていただく。</p> <p>資料1は、総合戦略の基本目標毎に、数値目標、主な取り組み施策、主なKPI、取り組み内容を簡単にまとめている。資料2</p>

は、総合戦略の進捗管理総括表で、全てのアクションプランや数値目標、KPIについて取りまとめている。

本日は、資料1に沿って説明させていただき、資料2については、後程ご覧いただきたい。

資料1の1ページ、第2期総合戦略は、新居浜市人口ビジョンで掲げた将来人口令和42年（2060年）人口9万人の達成に向けて、「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」の実現を目指し、令和2年4月から令和6年度までの5年間を計画期間として策定して、各事業に取り組んでいくこととしている。現在の新居浜市の人口について、自然増減では5か年累計を5年前と比較すると減少幅が約1.5倍となっており、団塊の世代が後期高齢者となる今後においては、その傾向はますます強くなることが見込まれる。

また、社会増減の5か年累計では減少数は少なくなっているが、令和3年単年での社会増減がマイナス349人と依然高い水準となっている。引き続き、総合戦略における取組として、高齢者の健康寿命を延伸し、安心して生活できる環境を構築しつつ、未来を担う若者人口の維持を図る必要がある。人口減少の大きな2つの原因である「若者の市外流出」、「出生数の減少」から4つの課題「雇用の拡大」、「魅力の創出」、「出生数の増加」、「健康寿命延伸」を掲げ、それぞれ課題解決に向けて4つの基本目標、104の総合戦略アクションプランに現在取り組んでいる。

それでは基本目標ごとに数値目標とKPI指標の主なものについて、説明させていただく。

2ページ、まず基本目標1について、数値目標①「雇用保険被保険者数」は、現況値が38,588人と前年から223人増加し、目標数値38,500人を達成している。近年の市内への活発な設備投資の影響もあり、雇用保険被保険者数は堅調に維持され、住友各社の業績が大きく影響しているものと推測され、しばらくは雇用状況についても引き続き安定したものと予想される。今後、急激な円高、原油価格等の高騰など、先行き懸念材料があり、動向については注視していく必要があるが、本年は中間年でもあり、目標値に達したことから、長期総合計画の目標値令和12年度42,200人と整合性を図るため、目標数値を39,900人に上方修正する。

数値目標②「市内製造品出荷額」については、平成31年の製造品出荷額は8,500億円と、前年よりは下がったものの、目標値

の 7,300 億円を上回っており、依然好調と言える。これは住友各社の設備投資、高稼働率が製造品出荷額を押し上げていると考えられる。本指標は、景気の動向に大きく影響を受け、増減するものであるため、短期の数値の動きに捉われるのではなく、これまでの状況を総合的に判断する必要があるが、住友各社の業績は、しばらくは安定したものと予想され、市内中小企業にも好影響を及ぼすと考えられることから、長期総合計画の目標値である 7,500 億円を維持することができれば、市の経済状況は一定、堅調といえると考え、目標数値を 7,500 億円に上方修正する。

次に 3 ページ、基本目標 2 について、K P I 「移住者数」は、昨年、目標数値を 1 0 0 人から 2 5 0 人に上方修正し、令和 3 年が 1 5 6 人と前年の 1 1 6 人より増加しているが、依然、他市と比較して極めて低い数値となっている。原因は、本市の転入者アンケート回収率が低いため、他市は 4 0 % ~ 1 0 0 % まで様々ではあるが、本市は 1 0 % にも満たない結果となっている。このことから、これまで郵送回収であったアンケート回収について、本年 6 月から窓口回収を始め、回収率の増加に努めており、今年度は目標値を超える見込みとなっている。

次に 4 ページ、基本目標 3 について、K P I 「子育て支援の充実を満足・やや満足と回答した割合」は、令和 2 年度が 4 7 . 7 %、令和 3 年度が 4 2 . 1 % と目標値である 3 0 . 0 % に達成したため、目標値を 5 0 % に上方修正し、子育て支援施策をさらに推進していきたいと考えている。

次に 5 ページ、基本目標 4 について、数値目標⑦「新居浜市の住みごころ」を満足、やや満足と回答した割合」は、令和 3 年度に実施した「新居浜市都市イメージに関する調査」において、新居浜市への住みごころに関して、「満足」が 3 4 . 6 9 %、「やや満足」が 3 0 . 6 1 %、合わせて 6 5 . 3 0 % となっており、昨年度の 6 8 . 4 % から微減している。居住歴別でみると、本市出身者が一番高く、続いて U ターン者、転入者となっている。男女別でみると女性の方がやや高く、年代別では、6 0 代、7 0 代は他の世代に比べ、満足している傾向にあり、7 0 代女性は約半数が満足と答えている。一方「不満」と答えた割合が最も多かったのは、3 0 代男性だった。新居浜市の印象として、自然災害が少ない、お祭り・イベントが盛り上がる、自然が豊か、治安が良い、医療施設が充実しているなど、自然環境や生活環境の満足度は高

いが、市内の交通の便が悪い、家族で楽しめる施設が少ない、若者向けの施設が少ないなど、交通インフラや娯楽施設に不満を感じている結果となっている。まずは、新居浜市シティブランド戦略に基づき、市の魅力や価値を市内外に向け、より多くの方に訴求するよう、引き続き取り組む。

次に6ページ、先ほどの説明の中で申し上げた数値目標及びK P Iの変更についてで、基本目標1の数値目標「雇用保険被保険者数」の目標値38,500人から39,900人に、「市内製造品出荷額等」の目標値7,300億円から7,500億円に変更。基本目標3のK P I「安心して子育てができる環境整備」のK P Iである「地域子育て支援拠点施設延べ利用者数」については、コロナ感染拡大期間、全拠点施設を約2か月間休止し、再開後も原則予約制で利用組数制限を行ったため令和3年度の利用者は、17,837人と、前年の24,207人と比較しても大幅に減少した。また、今年度より2つの拠点施設（朝日保育園支援センター、泉川保育園支援センター）が開所日数を週6日から5日への変更したことに伴い目標達成は困難であるため、下方修正が必要と考えている。しかし、子育て層の孤立を防ぐためにも、未利用者に対する拠点施設の事業P Rと利用ニーズ掘り起こしは、これまで以上に必要であることから、基準値をやや上回るものとし、56,000人に下方修正する。「子育て支援の充実を満足、やや満足と回答した割合」を30.0%から50.0%へ変更。

K P I「小・中学校学習用端末の整備率」については、令和2年度に国のG I G Aスクール構想前倒しにより整備が完了したため、次は、いかに有効に活用していくかということにシフトし、新たな指標として、日本教育工学協会が認定する「学校情報化優良校の認定校数」へ変更し、「情報化の推進体制」を整え、「教科指導におけるI C T活用」「情報教育」「校務の情報化」に積極的な取組を推進する。基準値は25%とし、令和6年度までに全28校、100%を目標とする。

最後に7ページ、「(1) 子育て世帯への経済的支援を充実します。」のアクションプランについて、昨年度より愛媛県内の市では初めてとなる高校生までの医療費の無償化に伴い、「中学生」から「高校生」へ変更し、「高校生までの子ども医療費の助成」に変更する。また、昨年度より第1子に対し、3万円分の子育て用品が購入できる「はまっこすたあと応援券」の交付を開始したことに

	<p>伴い、「はまっこすたあと応援券」等の配布を追加する。これにより、アクションプランは105になる。</p> <p>第2期新居浜市総合戦略に関する説明は以上である。各部局においては引き続き、総合戦略アクションプランに掲げる各事業の推進並びに効果的な改善を実施し、設定した目標数値の達成に向け取り組んでいただくようお願いする。</p>
市長	先程の説明に対して、質問等はないか。
加藤副市長	住友企業が好調であるから「雇用保険の被保険者数」が増えていると言いつつ、「市内製造品出荷額」の目標値が現況値よりも少ない7,500億円で止まるという目標設定はおかしいのではないか。
企画部長	数年間は間違いなく数値が上がるはずなので、再度担当課と協議する。
加藤副市長	もう1つわからないのが、「地域子育て支援拠点施設延べ利用者数」が下がっているのに対し、「子育て支援の充実を満足、やや満足と回答した割合」を30%から50%まで増やしているということ。一方が下がっているのに一方が上がっているというのは、どういう理屈なのかと違和感を覚えた。
福祉部長	そもそも子育て拠点施設の利用者と子育て支援の満足度というのは先ほどの話とは違い、連動していないものである。
こども局長	利用者数が減っているのは、企画部長の説明にもあったように、8か所中2か所の開所日数が減ったため、該当施設の利用人数の割合で再計算した結果の数値である。
加藤副市長	連動していないというが、利用する施設の魅力があれば、利用者も増えて、施策が充実しているから満足する人が増えるという考え方になると思う。
原副市長	移住者のアンケートの件については、どういう意味か。
企画部長	移住者の調査というのは、転入届を出したときに市民課の窓口

でアンケートを配布して実施しているが、窓口が多忙のため、郵送回収としていた。その結果、回収率が10%未満と低く、アンケートとして正しい数値を拾えているとは言えない状況であった。

そのため、市民課にお願いして、窓口回収を実施し、今年については今の時点で昨年度よりも回収率が上回っている。

3 協議事項
(なし)

4 連絡事項

(1) 令和4年度360度評価の試行について (総務部)

市長	<p>次に、連絡事項に移る。</p> <p>「令和4年度360度評価の試行について」、総務部から説明をお願いします。</p>
総務部長	<p>総務部から、360度評価の試行について、説明する。</p> <p>第2回庁議及び4月、5月に実施した人事評価説明会で説明したとおり、360度評価を試行実施する。令和4年度においては、制度の有効性の確認、問題点の把握、結果の検証のため、主技幹から主事までの所属職員が課所室長を評価する1方向に限定して試行する。今回の試行及び人事評価に関するアンケートをもとにして、被評価者の拡大やフィードバックのあり方について、今後、検討する。</p> <p>360度評価の具体的な内容について、試行実施要領、1の目的をご覧ください。360度評価は、職員が多方向から評価される仕組みを設けることにより、職員が自らの行動を客観的に振り返り、改善の動機づけとすること、人事評価制度の透明性と信頼性を確保し、納得性の向上を図ることを目的としている。</p> <p>評価期間については、360度評価についても、人事評価の期間と同様に4月1日から9月30日を評価期間として、10月に評価を行う。今年度については、10月の1回のみ実施することとし、具体的な日程は、別途通知する。</p> <p>評価対象者については、全課所室長とするが、消防職員及び所属長が主・技幹以下の場合は、対象から除く。</p> <p>評価者は、評価対象者が所属する課所室に所属する職員（主・技幹～主事）とするが、調理員、保育士、指導主幹及び条件附採</p>

用期間にある職員や派遣、休職中などの職員は除く。

評価の方法については、様式1の360度評価票をご覧ください。評価対象者が発揮したリーダーシップ、組織の運営等に係る5つの評価項目を「そう思う」から「そう思わない」までの4段階で評価する。

評価結果について、360度評価は、一人の被評価者を複数の評価者が評価するため、各設問における評価平均点を評価結果とする。

評価結果は、様式2の360度評価結果票により本人に開示する。評価を受けた職員が自分自身の評価結果を知ることは、自らの長所を伸ばし、短所を改善する動機づけの機会となることから、すべての評価対象者に評価結果を開示するが、360度評価は、部下が上司を評価するという性格上、評価者の匿名性を考慮する必要があるため、内容によって個人が特定される可能性のある自由記入欄は開示項目から除外する。また、評価者が2名以下の場合、評価結果は開示しないこととする。

評価結果の活用について、評価結果は、人事異動等の際の参考資料として活用したいと考えている。また、360度評価については、上半期の人事評価後に実施する予定の2回目のアンケートで、広く意見を集めたいと考えている。

なお、今回の内容については、9月中に各部局の総括次長等に、改めて説明会を実施する予定としている。

市長

ただいまの説明について、何か意見、質問等は無いか。

福祉部長

以前の360度評価は、違う部署の者であっても評価できたから360度評価という名称だったかと思うが、今回の評価制度は、下から上を評価することになるのであれば、名称を変える必要はないのか。

総務部長

今回の評価方法については指摘のとおりだが、将来的には、あらゆる方向からの評価、被評価者の拡大というところを見据えた上での試行として捉えていただきたい。

経済部長

本人への開示は、人事課から開示されるのか。

総務部長	<p>今回提示している評価表を使用することは決まっているが、評価の開示方法については検討中である。</p> <p>説明会までには整理する予定である。</p>
------	--

5 その他

市長	<p>他に質問が無ければ、私から連絡する。</p> <p>先般、政策研究班より資料別紙1のとおり中間報告を受け、今年度中に実施していただきたい項目や前向きに検討していただきたい項目がある。それらの実現に向け、現状や実施上の懸念事項等について、担当課としての意見を伺いたい。</p> <p>近日中に総合政策課から、中間報告結果と項目ごとの詳細資料を合わせて依頼するので、協力をお願いします。</p> <p>質問もないようなので、以上で令和4年度第5回庁議を終わる。</p>
----	---